

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案 の概要について

1. 改正の趣旨

国会における立法動向等を踏まえ、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号。以下「八号政令」という。）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

以下の計 2 本の法律を、国民の生命、身体、財産その他の利益に関わる法律として、八号政令で定める法律に追加する。

- ・ 事業性融資の推進等に関する法律（令和 6 年法律第 52 号）
- ・ 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和 7 年法律第 75 号）

3. 施行期日

- （1）事業性融資の推進等に関する法律を対象法律に加える規定
事業性融資の推進等に関する法律の施行日（令和 8 年 5 月 25 日）
- （2）盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律を対象法律に加える規定
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行日

※ 公布済みの法律や政令で確定しているものについては、具体的な日付を記載している。

以上